

令和3年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和3年9月13日（月） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 4 出席委員（7名）

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（8名）

菅井晋一君	高田晃君	小杉武仁君
河村幸雄君	本間善和君	渡辺昌君
姫路敏君	大滝国吉君	
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	大滝慈光君
同課収納対策室長	鈴木涉君
市民課長	八藤後茂樹君
同課市民年金室長	川村勇治君
同課生活人権室長	前川龍也君
環境課長	瀬賀豪君
同課生活環境室長	本間研二君
同課環境政策室長	細野弘明君
- 10 議会事務局職員

局長	長谷部俊一
書記	菅井洋子

（午前 9時58分）

委員長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分についての環境課所管分の案件を議題とする。

日程第1 議案第75号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（環境課長 瀬賀 豪君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

環境 課長 それでは、第75号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただく。資料については、指定管理者の指定に係る資料2ページから4ページ及び定例会前に配付いたしている参考資料を参照いただきたいと思います。本案は、現在の指定期間が令和4年3月31日で終了するため、村上火葬場無相院、山北火葬場、荒川火葬場普照園の3施設を公募により選定した株式会社津屋、代表取締役、舩山博貴を指定管理者として指定しようとするものだ。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年間である。指定管理者の候補者の選定に当たっては、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、市長から村上市指定管理者選定委員会に諮問をいたした。公募においては2者からの応募があり、村上市指定管理者選定委員会での審議の結果、株式会社津屋を指定管理者の候補者とする答申があり、このたび当該候補者を指定管理者として指定しようとするものである。以上よろしく願いいたす。

(質 疑)

上村 正朗 おはようございます。ちょっとまずお聞かせください。本会議で私が指定管理者の選定委員会の委員さんのほうに事業者のほうからメールが行ったり、何か働きかけのようなものがなかったのか委員さんに確認していただきたいという願いをしたと思うのだが、その調査の結果を教えてください。

副 市 長 おはようございます。私のほうからお答えを申し上げたいと思う。今ほど上村委員がおっしゃったように、初日にそのようなご発言があったわけであるけれども、市長からも答弁申し上げたように、大変失礼なことであるというふうなことで、そこは検討させていただくということだったが、確かな証拠というものがない中で市が委員の皆様方にそのようなものがあつたかということをお聞きするのは甚だ失礼に当たるのではないかとということで、調査はいたしていない。

上村 正朗 調査していないというのであればどうしようもないし、後でその辺は必要に応じてまた事実関係確認をさせていただきたいと思う。では、1つお願いをいたす。選定委員会の委員さん、会津屋さんについてはしっかりした会社だというふうに私も認識しているが、指定管理者の選定委員会の委員さんについてちょっと確認をさせていただきたいと思うけれども、7人委員さんがいらっしゃるわけだけれども、任期は2年だったと思うけれども、それぞれホームページ、尾崎委員長から佐藤学さんまで7人載っているけれども、今何年目なのかというのをちょっとお聞かせいただきたいのだけれども。

環境 課長 お一人お一人の年数を申し上げればよろしかつたらうか。委員長である尾崎克博様については、平成25年4月1日から就任され、今年で9年目である。それから、佐藤学さんについては今年の7月1日からということで1年目である。副委員長をされている金子三十美さんに関しては、平成25年4月1日から9年目だ。板垣栄一さんに関しては、同じく平成25年4月1日から9年目である。遠藤有澄さんにおかれては、平成29年4月1日からということで5年目である。小田典子さんにおかれては、平成27年4月1日からということで7年目である。小田光春様については平成27年4月1日からということで、同じく7年目である。

上村 正朗 それでは、ちょっと確認をさせていただきたいのだけれども、村上市指定管理者選定委員会条例の中の村上市指定管理者選定委員会条例第7条で「委員長、副委員長及び委員は、申請団体と自己が過去、又は現に従事する業務と直接の利害関係を有

する場合、議事に加わることができない」という規定があるけれども、これの「直接の利害関係を有する場合」というのは、どういう場合、幾つも事例はあろうかと思うけれども、考え方としてどんな考え方なのだろうか。

環境 課長

例えば業務上のやり取りのある業者であったりだとか、主にそういうことを想定しているかと思う。

上村 正朗

まず、正確にはこの条例つくったときに、この特定の利害関係というのはどういうものかというのは執行部のほうで説明して、条例を上程していると思うので、どういうふうに説明しているのか。今段階でああだこうだではなくて、条例、法律でも何でもそうだけれども、これはこういう意味だよということで議会に説明をして、条例を審議をしているはずなので、そのときの解釈が有権解釈として基本的なことだと思うので、その辺はどういう説明だろうか。

環境 課長

申し訳ないが、条例を制定したときの説明までは私承知していない。

上村 正朗

制定まではというか、そこが私は基本だと思う。法令というのは、国会とか議会上程するときにはこれはどういう意味だよということで、それで議会の審査を受けて、議決をされて、条例というのが成立されているものだから、そこが基本だと思うので、そこはちょっと不知ということで、ぜひ確認をしていただきたいと思う。それともう一つ、直接の利害関係という場合に、そこをどういうあれなのかちょっと確認、確定はしないのだけれども、この事業者さん、葬祭業を営んでいるわけだから、チラシとかいろんなものを、例えば例を挙げて申し訳ない、チラシとか印刷するときには印刷会社にそれを注文したと。石光さんでも会津屋さんでもそれはあり得ると思うけれども、例えばそういうのは利害関係に入るのだろうか。印刷会社さんがいて、ここに委員さんの中にも印刷会社の役員さんいらっしゃるよね。一般的な話だ、それは。会津屋さんとか石光さんが新聞折り込みの広告を作るよね。それを印刷会社さんに、それを例えば注文をしてやっていただいたという場合は直接の利害関係ということに、そもそもの基本的な利害関係の意味づけがよく分からないところもあるというのは、さっき課長説明したことからいうとどうなのだろうか。特定の利害関係者ではないのだろうか。

環境 課長

今回の場合葬祭業ということでの業者さんであるので、例えばいろんなチラシの印刷だとか、いろんな物品を買ったりとかということはいろんなところからあるのかとは思いますが、一概にそれをもって利害関係があるとまでは言えないのではないかとこのように考える。

上村 正朗

なので、根拠がないよね。課長の今の答えは根拠ないよね。条例成立時の説明が分からないわけだから、ないというと、でも市民的に、一般市民が考えれば、それは全くないとは言えないよね。なので、例えばこの7人のうちで現在と過去というふうに言っているわけだから、この方たちの現在と過去の職歴をしっかりと確認をして、特別の直接の利害関係の有無というのをやっぱりこれは確認しないと市民の疑惑も招くし、議会としてもそれはどうなのという話になろうかなと思うけれども、その辺いかがだろうか。副市長だろうか、いかがだろうか。

副 市 長

おっしゃるとおりかと思う。正直私も根拠となる確たる部分まで申し上げられる今内容のものを持ち合わせていない。なので、感覚で物を申し上げては大変失礼かというふうに思う。ただ、考えられるのは、委員のご家族で例えば関連する事業所にお勤めだとか、そんなことは直接の関係する部分に当たるのではないかなというふうに考えられるけれども、日常的に買物等そういったお付き合いというか、工事を

頼んだことがあるとか、そういったものについては直接の利害関係とは言えないのではないかなというふうに理解をしている。以上だ。

長谷川委員長 上村委員にちょっとお聞きするけれども、この指定管理の選定委員会条例の第7条の除斥について言っているのだよね。それで、この除斥の中の「従事する業務と直接の利害関係を有する場合」とかというのの根拠を聞きたいわけだね。

(「そうですね。どういう場合なのか」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 どういう場合なのかということ。これは例えば環境課長だけの問題でなくて、指定管理全般の問題だということなので、今すぐ答弁できない面もあるのだろうなと思うのだけれども、条例つくったいきさつの中でこれはどういう意味なのだということを知りたいのだったら、例えば総務課長とかが一番分かるわけなのだけれども、もしあれだったら協議会に切り替えて、ちょっと説明を受けるか。

(「そうですね。どうでしょうね」「そうですね。だって議論が進まない」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 皆さんどうか。いいか、それで。では、一応協議会に切り替える。それで、総務課長にちょっと来てもらって、願います。

委員長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。
(午前10時13分)

委員長(長谷川 孝君) 再開を宣する。
(午前11時15分)

鈴木 好彦 この会津屋さん一括で指定管理したのが5年前であるわけだけれども、その5年前に3施設一括指定管理をするよというときの狙いというのがあったはずなのだ。どういうことを、何を期待してこれを3施設一括にするのかと、こういうことを期待してやるよという、そういう狙いがあったと思うのだ。今回、指定期間の更新に当たり、検討の結果という一括公募とした理由の中に述べられているけれども、検討の結果やはり3施設一括に管理するという明確な理由、市民にとってこれが利益だよという理由、そういう検討をなされた結果をお示しいただければと思う。

環境 課長 まず、平成29年度から一括公募としたわけだが、それに先立って検討したときの理由というかであるが、まず1つ目として、一体的な管理運営を行うことでスケールメリットにより効果的かつ効率的な運営が期待でき、経費削減効果が見込まれるということ。2つ目といたしては、管理運営の一体性により全施設で公平、均一なサービスの提供が見込まれ、混雑時の施設の調整なども容易に行うことができる。また、サービス向上も全施設に波及効果が見込まれるということ。3つ目といたして、所管課と連絡、連携が容易であり、市、指定管理者双方の事務簡素化も図れるというところで一括管理とすることといたした。申し上げるとおり、この件に関しては平成28年第4回の定例会においてご承認いただいたところである。今回、指定管理期間の更新に当たって、再度これまでの効果等を含めて検証した。今挙げた3つに沿ってそれがそのとおり効果が出たかということであるけれども、これは初日のときにも申したけれども、まず一定的な管理を行うことでの効果的、効率的な運営という部分については、現在人口減少に伴ってこれから死亡者数も減少していくということが予想される。そんな中で、例えば今山北火葬場というのは一番利用件数が少ないのだけれども、昨年、令和2年度については94件だった。火葬

場は、施設の性質上、いつ何件の利用があるかというのが直前まで分からず、利用のない日もある。職員の雇用とかも考えると、一括管理とすることで、ある施設では利用のない日はほかの施設に応援に行く、あるいは職員が病気や都合で休んだときなども対応も非常に調整しやすいというところもあった。また、サービスを低下させずに事務の効率化や経費の削減を図ることについては、行政財政運営にとっても非常に重要であって、それが結果的には住民サービスの向上につながるものというふうに考えている。2つ目といたして、全施設で公平、均一なサービス提供が図られ、混雑時などの施設の調整なども容易に行うことができるということについてだけれども、こちらについても一括管理とすることで3施設の職員が常に情報交換、情報共有を行うことが容易となって、ほかの施設の利用状況も確認しながら、3施設で公平、均一なサービスの提供が図れるということ、市の公共施設として公平、均一なサービスが図られるというところである。また、施設の混雑時とか仮に災害や機器の故障等によって急に施設の利用ができなくなったときなどに、ほかの施設などとの利用調整というのも非常にスムーズに行われるという利点もある。3つ目の所管課との連絡、連携が容易であり、市、指定管理者双方の事務簡素化が図られるというところについては、所管課と指定管理者との間で連絡、報告、指示などがスムーズに行うことができるというところで検証した。そのような結果に基づいて、今回も引き続き一括管理として公募することとして、選定委員会でご説明をして、公募をして、選定していただいたという経緯である。

鈴木 好彦

肯定的な理由については分かった。どこかで聞いたなという話なのだけれども、いろいろ検討する中にはプラスの評価とマイナスの評価というのも当然出てくるのではないかと思うが、この検討の中でマイナスの評価というものについても検討されたなら、それもお示しください。

環境 課長

マイナスの評価ということになるかどうか分からないけれども、結果的に平成29年度に公募で行ったときには1者から公募ができなかったというところで、やっぱりいろんな方の参入ということも議論の中にはあったけれども、先ほど副市長からも申したように募集要項の中では複数のグループが一緒になって申請をしていただくことも可能であるというふうなところも募集要項に書いている。そのようなことで、事業者の方々としてもその辺もご検討いただければということで整理をさせていただいた。結果的に今回は2者からの応募があったというところである。

鈴木 好彦

評価の中に、2番目に公平で均一なサービスの提供が図られるという、こういう名の下にというか、そういう表現の下に、サービスの向上のために本来競争されるべきことが阻害されているのではないかなど。3施設があるわけなので、先ほど小さいからどうのこうの、あるいは休みがあるからどうの、それらはみんな応募する方たちが当然リスクだと思いつつもそこに応募してくる機会を、そういう状況だと思うのだ。それすら奪っている状況だということについて、私は市の事業者を健全に育成するという立場から疑問を禁じ得ないと思うのだ。なので、結果的に3か所公募して、3か所とも1者で受けたよという結果もあるかもしれない。だけれども、先ほど応募するには経験値が必要だという話も出てきたけれども、どこでこの経験値、新たに参入しようとするときにどこでその経験を体験できるのかという問題もあるわけなので、もっとすごく将来の話になるのだろうかけれども、これが1か所になった、統合されたときに、やれる業者1者しか残らないことになるのではないか、この理屈からいえば。やはり市内の事業者を健全に育成するという立場から

であれば、それはないだろうと私は思うので、これから5年この方法でいくにはちょっと期間が長過ぎるので、もう一度この議案については考え直していただければなど、そういう立場だ。以上だ。

(自由討議)

鈴木 好彦

いろいろと質問して、それに対して真摯にこうやって回答はいただいていたけれども、私の中ではまだ消化不良を起こしていて、腑に落ちないところがあるのだ。その状況でこの議案、はい、よしと、これで結構ということについては市民に対するやはり後ろめたさが残るところがあるので、何とかこれをもう一度審議する機会をいただけないものだろうか、というところだ。先ほど上村委員もいろいろお聞きした中で、まだきっちり回答されていない部分もあるし、それらが回答されて初めてまた、ではこれはどうなのよという部分が出てくると思うのだ。それがきっちり行われていない、それが担保されていない中で、これで結構というには市民に対する不忠ではないかなと私は思うので、何とかもう一度この案件に対して審議できる機会を設けてもらうように考慮をいただければと思う。

上村 正朗

私についてはやっぱり選定委員会の公平、中立性ということを保証する上においては先ほどの条例第7条の除斥のところ、直接の利害関係のある方が委員に入っているのは駄目だと、議事に加わることができないというのは非常に大事な条文だというふうに思う。利害関係人についての説明もきちんと理解できるような説明がなかったし、ではこの7人について本当に利害関係がないのかどうかということについても客観的な証拠に基づいた説明はなかったように思うので、このままちょっと賛成するには、後で市民の方から聞かれたときに自信を持って説明することができないので、やはりその辺についても一度きちんと説明をする機会をつくっていただきたいということで、継続審議ということができれば、私も継続審議ということで鈴木委員と同じような立場である。以上だ。

稲葉久美子

私も市民の皆さんからいただいた意見に対して、返す言葉がないという状況で、今鈴木委員、上村委員がおっしゃったようにやっぱり今日採決するというのは難しいと私は思う。だから、できれば継続して、もっと詳しく調べた上で最終的に決まったのであればそれはそれなりだけれども、今日この段階でまだまだちょっと納得できない部分があるので、できたら継続していただけたらと思う。以上だ。

鈴木 一之

今一連のお話を聞いて私も思って、やはりその中で意図して公平云々ということが選任自体の本当に基本的な前段階の部分で皆様がちょっとはてなというような状況であるということであれば、今期継続しながら、審議を続けながら次期定例会にまた再び上げていただいて、そしてということで、途中にはやっぱり委員会も含めてその辺りを審議させていただきながら、その裏づけの中で決定させていただくということでもうちょっとお時間いただきながらいただくということも一つの案ではないかなと思っているので、ぜひともその辺りご配慮いただければと思う。

長谷川委員長

ということは、今4名の委員が継続でもう少し、はっきり言って理事者側のほうの答弁もうやむやなところもあったような気がするし、継続してやるという、もう賛否を取らないで、継続してやるという方法のほうがいいような気がするのだけれども、富樫委員と鈴木委員、どうか。

鈴木いせ子

それをした結果は私は見えるような気がするので、できれば今日採決して進めたほうが良いと思う。

富樫 雅男 かなりいろいろ後ろからも強烈なお話もあったので、継続して審議するというのはやむを得ないことかなと思う。ただ、私も別にあれなのだけれども、今日の委員会に際してほかの市町村のところもちろちらとホームページで見てみたのだけれども、やはり大分違うなど。先ほど総務課長のお話を伺っていると、従来からの合併前のそれをそのまま踏襲しているというようなお話もあったので、ぜひともこれを機にこういう条例の改善、改定をご検討いただきたいというふうに思う。

長谷川委員長 平成28年の指定管理の候補者の選定の答申は、9月の29日だったのだ。今回の場合は7月の20日だった。だから仮に、私もいろいろ考えていたけれども、1開催遅れたとしても、ここまである程度選考委員の結論が出ているのだから、それをどうだこうだではなくて、説明不足の分を何とかきちんと説明してもらいたいということで継続審査にしたいと思うが、よろしいだろうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

長谷川委員長 よろしいですね。では、継続審査に・・・

（「会期内という選択肢もあるんですけども」と呼ぶ者あり）

長谷川委員長 次期まで継続するという意味なのだろう。

（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）

長谷川委員長 稲葉委員もそう。

稲葉久美子 はい。

長谷川委員長 だから、次期までの継続審査といたすということにさせてもらうので、よろしくお願ひする。

委員長（長谷川 孝君）散会を宣する。

（午前11時32分）